

## 「市民後見人の育成及び支援の検討について」のご意見取りまとめ

No	場面	資料 No.	意見
1	市民後見人の育成	第3回 協議会 資料2・3	<p><b>養成講座の募集要件について</b></p> <p>①何月何日に実施という日程も確定していない中で、皆さん日程の調整はどうするのか。予定がない方でないと申し込みは難しいのではないかな。</p> <p>②市町村によっては年齢制限で上限を決めているところもあり、養成講座を受けている人の平均年齢は70歳で区切っているところもある。もっと幅広く参加できるようにしていただいた方がよいのではないかな。</p> <p>③この養成講座を受けるために仕事を休めるような制度を作ったり、そのようなところから始めていってはどうか。</p> <p>④実際に養成講座でやっている項目の煩雑さを見て、みんなが手を挙げるかという「難しい」ということではないかな。そういったところを考えていく必要がある。</p> <p><b>養成講座の内容について</b></p> <p>①年1回の家庭裁判所への報告の際、1年間の業務を振り返り、次年度の課題を確認できるように、市民後見人が1年間の後見業務を記録の仕方を研修するべきである。</p> <p>②市民後見人は、本人と同じ地域で後見業務を行うため、良い面もあるが、逆に秘密保持という部分でちょっと危うさもあることから、その点に重点を置いた講義も必要である。</p> <p>③後見終了後の財産の引き渡しについては、色々なタイプの親族に対応する必要があることから、終了後の対応についてもきめ細かく対応できる講義が必要である。</p>

No	場面	資料 No.	意見
1	市民後見人の育成	なし	<p>狛江市と多摩南部成年後見センターの市民後見人育成(養成講座)の連携と役割分担について</p> <p>多摩南部成年後見センターにおいて行う養成講座は、基本的な全体的な事項を習得できることを合同にて行い、より詳細な補足的な、具体的な、地域において話し合うことが重要なこと等については、狛江市において行うなどとしてはどうか。段階的な分け方をして、連携と役割分担をしていくべき。</p>

No	場面	参照資料	意見
2	市民後見人の受任	第3回 協議会 【資料4】	<p>センターの市民後見人受任要件について</p> <p>要件(2)安定した居所に在住していること(特別養護老人ホーム等長く居ることが可能な居所に居住していること。)</p> <p>①「(特別養護老人ホーム等長く居ることが可能な居所に居住していること。)という限定をしてしまうと『市民の実践のよさ』や『市民ならではのよさ』というのがあまり生かせないのではないか。」</p> <p>②「市民ならではの目線で関われる在宅ケースもあり、施設を移るということもあるため、チームとして支援するということができるのであれば、こういったケースへの対応もできるのではないか。」</p> <p>③他の市町村でも施設入所に限定しているところはあるが『市民後見人らしい』ということを考えてときに、今後、在宅の受任も検討していくことが市民後見人の活躍の場を広げることに繋がるのではないか。</p> <p>④他の自治体の受任要件として『市民後見人による市民らしい後見が期待できるようなケース』というような、前向きな要件を入れているところもある。」</p> <p>⑤例えば療養型病院から東京に移ったりとか、又は地域の介護力が高まったので在宅に移行できるとか、安住していることで良しとするのではなく、常に居所がそこで良いのか、そこが適切なかをチェックする視点こそが大事なのではないか。生活の拠点に移していくことこそが後見の一つの役割である。</p> <p>療養型や 精神科病院の長期入院の方の場合、専門職の中でも住民票のことが課題となっており、非常に難しい課題のため、そういった面からも市民後見人の方には難しいということがあり、そこも併せてご検討いただきたい</p>

No	場面	参照資料	意見
2	市民後見人の受任	第3回 協議会 【資料4】	<p><b>要件(5)対応困難なトラブルが予想されないこと</b></p> <p>「対応困難なトラブルが予想されない」というのは実際難しいのではないかと。このような受任要件を設けるよりも、むしろ、そういうことが起こったときに地域連携ネットワークを活用して、専門職が適切に関与できる仕組みを作ることや、複数の後見監督人を付けるなどの対応をすることが市民後見人の活性化に繋がるのではないかと。」</p> <p><b>要件(6)移行ケースでは、成年後見人等が交代することによる本人への影響が少ないこと。</b></p> <p>「市民後見人が選任されることが成年被後見人等にとってメリットが大きい場合」というような積極的な要件にした方が良いのではないかと。</p>
3	市民後見人の支援	第3回 協議会 【資料1】	<p><b>市民後見人の支援について、市・あんしん狛江で行うことを原則とし(したがって、監督人は不要となる。)、例外的に監督人が必要な場合は、これまでの法人後見の実績とノウハウを活かしてセンターが監督人を受任する』という方向性について</b></p> <p>① 今後は、総合支援型監督人が進んでいく可能性が高く、監督人は例外的につけるのではなく、必要に応じて付ける。その時に『多摩南部成年後見センターのみが監督人でよいのか』という議論が必要となる可能性がある。</p> <p>② 『地域の中の専門職も監督人として関わる』という考え方も必要であり、そうすることで現状の監督と支援が一緒になってしまっているという状況を整理できるのではないかと。</p>

No	場面	参照資料	意見
3	市民後見人の支援	なし	<p>成年後見被後見人と市民後見人とが5市の別々の市民となる可能性がある中での支援の在り方について</p> <p>全国的に見ても、大きい市ではないので、厳密に線を引いてしまうと逆に支援がしづらくなってしまうと思います。例えば、他市の社会福祉協議会の試行事業なども、市をまたいで両市で支援するという所もある。どういう仕組みが必要かというところをしっかりと議論しておいて、あまり杓子定規に切り分けられない方が支援を受ける側にとっては良い。</p>
		<p>第4回 協議会 【参考資料1】</p>	<p><b>市民後見人の活躍支援について</b></p> <p>「第二期成年後見利用促進基本計画に盛り込むべき事項」51頁に市民後見人の活躍支援についての記載があり、今後、市民後見人の支援の検討においては「活躍支援」という概念が重要となる。この「活躍支援」とは、国の第二期基本計画では「地域住民が後見人等として活動できるようにするための支援に加えて、後見人等として選任されていない場合でも、成年後見制度の広報・相談活動や見守り活動、法人後見の支援員、日常生活自立支援事業の生活支援員、意思決定支援を行うなど、地域において広く権利擁護の担い手として活躍できるようにするための支援を指す。」とされている。市民後見人の方が年配になられたときに、一人で後見を受任するのは大変という方々にも、地域において権利擁護の担い手となっていただく、そういった視点が必要ではないか。</p>